第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第６号様式別表９記載要領

［１・２　略］

３　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

４　「所得金額控除限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［(1)～(4)　略］

［５　略］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［(1)　略］

６　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉛」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉜」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

(1)　所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

(2)　非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

(3)　所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第６号様式別表９記載要領

［１・２　同左］

３　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

４　「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては「、55又は100」を抹消し、同日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55又は」を抹消すること。

［(1)～(4)　同左］

［５　同左］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［(1)　同左］